三　火工所に火薬類を存置する場合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、前条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四～七　［略］

（発破）

第五十三条　［略］

一～十五　［略］

十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

（構造物解体発破）

第五十四条の三　［略］

一～八　［略］

九　発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあってはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十～十二　［略］

（コンクリート破砕器の消費）

第五十六条の二　［略］

1～3　［略］

4　［略］

一・二　［略］

三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四・五　［略］

5・6　［略］

（建設用びよう打ち銃用空包の消費）

第五十六条の三　［略］

一～三　［略］

四　建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。

五・六　［略］

2　［略］

第六十七条　［略］

2　［略］

一　［略］

三　火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四～七　［略］

（発破）

第五十三条　［略］

一～十五　［略］

十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

（構造物解体発破）

第五十四条の三　［略］

一～八　［略］

九　発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあってはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十～十二　［略］

（コンクリート破砕器の消費）

第五十六条の二　［略］

1～3　［略］

4　［略］

一・二　［略］

三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四・五　［略］

5・6　［略］

（建設用びよう打ち銃用空包の消費）

第五十六条の三　［略］

一～三　［略］

四　建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。

五・六　［略］

2　［略］

第六十七条　［略］

2　［略］

一　［略］